

# 訴 状 の 概 要

平成24年9月7日

## 1. 自殺事件の発生

原告の息子（以下、被害者という）は、平成23年10月11日、自宅マンション14階から飛び降り自殺した。被害者の父親であった原告は、関係者から被害者の自殺の原因はいじめであると聞かされた。しかし、被害者が当時通っていた中学校では、いじめの事実は確認できていないとしていた。

## 2. 背景調査の実施

そこで原告は、平成23年10月13日、本件中学校及び大津市教育委員会に対して、「いじめが有ったとの情報を得た」との報告をし、在校生徒を対象としたアンケートの実施を求めた。

本件中学校は、これを受けて、文部科学省策定のマニュアルに沿って、全校生徒を対象としたアンケート調査（背景調査）を実施し、平成23年10月19日、原告に対して、生徒から回収したアンケートをエクセル表にまとめた「背景調査一覧表」と題する書面を交付した。しかし、校長らの説明によれば、これは未完成の状態とのことであり、原告が、完成版が交付される時期を尋ねたところ、同年10月24日頃になるとのことであった。

## 3. 確約書の徴求

そこで原告は、平成23年10月24日、完成版の交付を受けるために本件中学校を訪れたが、対応した校長らは、原告に対して、プライバシー保護処理を施した「背景調査一覧表」と題する書面を交付する条件として、本件中学校校長宛に、「今般、提示されました資料・情報等につきましては、守秘すべき個人情報等が含まれていることを認識し、取り扱いには十分な注意をすると共に、部外秘とすることを確約いたします」という旨の確約書を差し入れることを迫った。

原告は、この「背景調査一覧表」を、同級生らや保護者らに対して「こう  
いったことが書かれているが、何か知らないか」といった形で見せることで、  
被害者の自殺の真相に迫る情報を入手するための手段として利用したいと考  
えていたので、かかる確約書への署名押印は拒みたいところであったが、これ  
に署名押印しなければ上記「背景調査一覧表」の交付を受けることができない  
ことから、やむなく確約書に証明押印し、これを校長に対して差し出した。

#### 4. 情報公開請求と不開示処分

- (1) 原告は、上記「背景調査一覧表」に記載されたアンケート結果を被害者  
の同級生らや保護者らに見せることができなければ、自殺の真相に近づくこ  
とができないと考え、自由に第三者に見せることのできるアンケート結果を  
入手するべく、平成23年11月22日、大津市教育委員会に対して、大津  
市個人情報保護条例17条1項の規定に則り、個人情報開示請求を行った。
- (2) これに対して、大津市教育委員会教育長は、平成23年12月7日、原  
告に対して、「背景調査一覧表」と題する書面を交付したが、「名前、場所、  
弁護士相談結果に係る開示請求者以外の個人に関する記述」及び「アンケー  
ト調査に係る内容及びアンケートと聞き取り調査に係る内容」を不開示とし  
た。具体的には、「項目」欄、「日時」欄、「場所」欄、「誰が」欄、「その他」  
欄、「何をどうした」欄、「ランク」欄の全てが黒塗りであった。不開示の理  
由は、①開示請求者等以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別  
できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、  
開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利害を害するおそれ  
がある（大津市個人情報保護条例18条2号に該当）、②市が行う事務に関  
する情報であって、開示することにより、調査研究に係る事務に関し、その  
公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、その他当該事務の適正な遂  
行に支障を及ぼすおそれ（同条例18条7号ウに該当）、の2点であった。

#### 5. アンケート結果の一般配付

ところが、大津市教育委員会は、平成24年7月13日、市議会常任委員会において、①「背景調査一覧表」と題する書面（生徒からの回答をエクセル表にまとめたもの）、②「アンケート」と題する書面（ある生徒からの回答内容が記載されたもの）、③「1年生全校集会を終えての感想」と題する書面（生徒からの回答をエクセル表にまとめたもの）、④「2年生全校集会を終えての感想」と題する書面（生徒からの回答をエクセル表にまとめたもの）、⑤「3年生全校集会を終えての感想」と題する書面（生徒からの回答をエクセル表にまとめたもの）を、委員10名及び一般傍聴者15名に対して配付した（甲5）。大津市教育委員会によれば、情報公開請求があった場合に公開すべき範囲の内容とのことであった。

## 6. 被告の不法行為

- (1) 前記5で述べた各書面は、一般傍聴者にも配付されたことからすれば、必ずしも情報公開請求手続きを踏まなければならないものではないことは明らかである。そうすると、「背景調査一覧表」と題する書面も、本来は、一般に配付することに何の問題もない書面であるのだから、平成23年10月24日に本件中学校が原告に対して「部外秘とすることを確約」させたのは、真実はそのような確約をする必要性も義務もないのに、原告の無知に乗じてそのような確約をしなければ同書面の交付を受けることができないと誤信させる不法行為（欺罔行為）である。また、仮に一部にマスキング処理を施す必要があったとしても、一般傍聴者に配付したのと同様のマスキング処理をして原告に交付すればよいだけのことであって、その全てを「部外秘」扱いとさせることは、やはり原告の無知に乗じてなした不法行為である。
- (2) また、大津市教育委員会が平成23年12月7日にした不開示処分は、本来、一般に配付することに何の問題もない書面を不開示とした点において、大津市個人情報保護条例18条に反する、明らかな違法がある。
- (3) さらに、平成24年7月13日に一般傍聴者に配付された前記書面①な

いし④のうち、②「アンケート」と題する書面、③「1年生全校集会を終えての感想」と題する書面、④「2年生全校集会を終えての感想」と題する書面、⑤「3年生全校集会を終えての感想」と題する書面の4点については、原告が平成23年11月22日に開示を求めた書類一式に該当するにも関わらず、その存在すら明らかにしていない(黒塗りの交付すらしていない)。かかる文書の秘匿行為が、大津市個人情報保護条例18条に違反する違法行為であることは明らかである。

## 7. 原告の損害

長男を失った遺族の心情として、その原因を知りたいと考えるのは当然のことである。それが自殺という形であれば尚更のことである。原告も、そのことを痛切に願い、学校に調査を申入れ、警察に捜査をお願いし、民事訴訟を提起するなどしてきた。そして、自らも真相究明のためにできることはしようと、同級生や保護者に対する聴き取り調査を進めてきた。その聴き取りにおいて、生徒達がアンケートで回答した内容は、聴き取り調査を進める上で、大きな手掛かりとなるはずのものであった。

しかし、校長らが原告に書かせた確約書があったために、法律知識を十分に有さない原告としては、確約書は順守しなければならないものであると信じて疑わず、聴き取り調査を進める上でも「背景調査一覧表」を一切見せることなくいたものである。重要な手掛かりが手元にありながら、それを使って息子の死の真相に近づくことができないというジレンマの中で、原告は悶絶するような思いを強いられてきたのである。

かかる状況から逃れるために、原告は、制約なしに利用できる資料を入手するべく情報公開請求に踏み切ったが、これに対しても違法な不開示処分を受け、二重に精神的苦痛を蒙ることになった。

こうした中で、被害者に対して父親として何もしてあげることができないという思いの中で、申し訳なき悔しさの入り混じった複雑な感情を抱き、苦し

んできたものである。

#### 8. 結語

よって、原告は被告に対して、民法709条ないし国家賠償法1条に基づき、慰謝料等の支払いを求める。